

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年1月25日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

(健康福祉部)

1 報告事項

- (1) 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について(平成25年第1回定例会提案予定)
新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延の恐れのある感染症対策に対する体制強化を図るべく、当該対策本部の組織、会議、部について規定します。
- (2) 名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第2次)」平成25年～34年
平成20年3月に健康増進法に基づき策定された健康なよろ21を踏まえてこれまでの取組の評価及び新たな健康課題をもとに2次を策定します。
- (3) 養育医療給付の市町村への権限移譲に係る条例に制定について
母子保健法の一部が改正され事務の権限が移譲され名寄市未熟児養育医療費用徴収条例が制定される。
- (4) 風連日進保育所の廃止に伴う条例の廃止

2 平成24年第4回定例会付託 議案第1号

名寄市指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定

介護保険法の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)が成立し、介護保険法の改正がなされました。このことにより、従来、厚生労働省令で定めていた施設基準などについて、市の条例で定めることとされ地域密着型の福祉施設の設置・管理基準等については、市独自の判断に基づいて、地域の実情を反映した条例を制定することとなりました。

各委員から出されました主な質疑では、各施設の利用者数と利用状況の質疑には、グループホーム認知症対応型共同生活介護施設は、3施設ありますがいずれも空きのない状況で数名の待機者もいると把握している。昨年できた小規模多機能型居宅介護施設は定員25名で現在20名の登録がされている、尚詳細については次回の説明させていただきます、との答弁がありました。

施設が不足しているのではないかの質疑には、待機者の中には、将来に備えて早めに申し込みをしていることもあり待機者イコール不足と言うことではないと考えているとの答弁がありました。

国の制度からの移行に伴い、従うべき基準、標準、参酌すべき基準のもと、市独自の内容は、記録の保存期間と居室定員であとは、国の基準で制定されたのかの質疑には、参酌すべき基準の中で、記録の保存を2年から5年に変更した。介護保険法では、記録保存は、サービスが完結した日から2年間ですが、間違いがあった場合のことも5年に、地域密着型施設の中には、第三者評価を受けている施設もあり事業者から異論は無かった。居室定員については、平成24年から平成26年まで第5期計画の中、総量規制があり新規の申請があっても建てられないため定員変更は行わず今後の第6期7期の中で検討をしていくとの答弁がありました。記録保存を2年から5年にとのことだが今までに介護保険の過払いや不正請求の例はあったのかの質疑には、不正請求はありませんが当初加算を予定していた内容と考えていたが、指導等で加算が見込めない内容と判明した過誤による例はあったとの答弁がありました。

3 その他

各委員から出された質疑では、灯油が冬季シーズンに入り値上がりをしている。また、今年は特に寒さが厳しく、積極的に福祉灯油に実施をすべきではないかの質疑には、現在102円。今後106円～108円の見通しで、今後の価格動向を見ながら検していくとの答弁がありました。

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	平成25年2月21日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二			

調査及び報告事項

(市立総合病院)

(1)平成24年度上半期4月～12月までの収支状況

- ・約4500万の純損失、年度末には解消の予測をしている。

(2)名寄市病院事業長期計画の見直しについて

- ・国税調査に人口、患者数等を直近データに変更、自治体病院等広域化連携構想に基づく当院役割の明記、経営企画室の設置。

(市民部)

- 1 名寄市暴力団排除条例(案)について(環境生活課)
- 2 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について(廃棄物対策担当)
- 3 一般廃棄物処理広域化基本計画(素案)に(廃棄物対策担当)
- 4 名寄市消費者センター設置条例の一部改正について(消費者センター)
- 5 消費生活相談事業の広域化について(消費者センター)
- 6 国民保険税条例の一部改正ほかについて
- 7 その他 名寄卸売市場でのアスベスト検出について

(健康福祉部)

平成24年度健康福祉部関連事業概要について

- 1 名寄市福祉灯油支援事業の実施について
- 2 ケアホーム・グループホームの整備状況について
- 3 一般廃棄物処理広域化基本計画(素案)について
- 4 平成24年度一般会計補正予算について

5 平成24年第4回定例会付託 議案第1号(2回目の審査)

名寄市指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定

第2回目の委員会では、第1回目の委員会で、出された市内該当5施設の利用状況の詳細について説明を受けた後、委員から出された質疑は、パブリックコメントを省略し関係協議会や事業者の説明をしてきた経過だが、内容は、利用者にも関与するところもあるため分かり易い条例制定に配慮されたのかの質疑には、市民の方々に理解をしていただくには難しい内容になっているが、介護保険法に基づいた条例になっている。分かり易い条例の策定は必要と理解しているが、事業者側に最低限守って頂く事項は、国が定めているため市の独自性だけは、困難な所もあり国の法に準拠し、また他市の例も参考にして制定をしたとの答弁がありました。以上の議論の結果、議案第1号名寄市指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定につきましては、全会一致で原案通り可決すべきものと決定しました。

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年3月7日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

(健康福祉部)

第3回定例会に於いて委員会に付託された議案第2号、3号の審査

議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定について

付託された議案第2号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で母子保険法の一部が改正され、同法第20条で規定する養育医療の給付に関する事務が、都道府県並びに政令市及び特別区から全て市町村へ移譲されました。つきましては、養育医療の給付に関する事務を行うに当たり、扶養義務者から徴収する当該給付に必要とする費用について規定するため本条例を制定しようとするものです。

委員会で各委員から出されました主な質疑では、新たに徴収業務が増えることになるのか、またその対応についての質疑には、いままでの交付人数は、平成21年は12名、平成22年、7名、平成23年5名、平成24年度2月末現在で20名の報告を名寄保健所から受けている。この人数でいけば、こども未来課の業務の中で窓口業務も含めて、対応できる見込みとの答弁がありました。市の負担は4分の1だが、補助の部分は、増減のある該当者人数分の必要な額を交付税等で確保されるのかの質疑には、過去3年間の実績を踏まえ平成25年度みこみで予算計上している。正確な交付税の額については、分からないとの答弁がありました。

今年度対象者が20名と多くなっているが訪問対応は、どのようにされるのかの質疑には、生まれて4か月以内までに、主には、1.2か月の内に出生した全家庭を訪問相談している、その中で対応するため業務の拡大にはらないとの答弁がありました。

自己負担分は一般的にどの程度なのかに質疑には、例えば、市民税が1万5千円以下のD1階層の方が1か月100万円の医療費に対し自己負担分は、1万800円で市の負担は76.630円になるとの答弁がありました。権限移譲に伴い必要な事務手数料の財源措置はどのようになるのかに質疑には、総務部所管の中、金額は押さえていないが権限移譲の事務負担ということで件数に応じ手数料が入ってくるようになるとの答弁がありました。

以上の議論の結果、**議案第2号 名寄市未熟児養育医療費用徴収条例の制定**につきましては、全会一致で原案通り可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

付託された議案第2号は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにすることを目的とし、新型インフルエンザ等対策特別処置法(平成24年法律31号)が平成24年5月に公布されました。

この中で法第37条において準用する法第36条の規定に基づき、市町村では新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を、法の施行(公布から1年以内)までに条例で定めることとされました。このことにともない、本条例を制定しようとするものです。

委員会で各委員から出されました主な質疑では、新型インフルエンザとはどのようなものなのか、また具体的な病名の定義が必要ではないのかの質疑には、過去に病原性の高い鳥インフルエンザが問題になった、そういうことを想定している。定義については、国から全国統一の内容になっているため国のモデル条文にそった形で制定をした。名寄市独自の参酌ではなく、全国共通ということになっているとの答弁がありました。制定の目的の中には、実際に発生をした時には、宣言をする以前からこの条例を活かすのか、また宣言後の行動計画は定められているのかの質疑には、22年11月に本部の設置要綱を定めた。様々な組織の対応ではなく防災計画の中で、感染症も含め対応した要綱を設置している。市内の地域で発生をすることもあるその場合自治体独自で本部を立ち上げ対応していくとの答弁がありました。

発生後の財源措置についてはどのようになっているのかの質疑には、国道自治体の明確な負担割合の内容は、まだ示されていないが、自治体の負担もあると考えているとの答弁がありました。

以上の議論の結果、**議案第3号 名寄市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定**につきましては、全会一致で原案通り可決すべきものと決定いたしました。

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年4月10日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

第1回定例会 付託議案第1号

名寄市暴力団排除条例の制定について 1回目の審査報告

不安の無い明るく住みよいまちを作るとは全市民共通の願いであり、反社会的行為を行う暴力団の進出は平穏な市民生活に大きな不安と脅威を与えるものです。

暴力団が住民の生活や社会活動に介入し、住民や事業者に多大な脅威を与えている状況にあることから、平成22年4月、福岡県において全国初となる暴力団を排除する条例が制定され、北海道においても平成23年4月に条例が施行されました。これを受け全国的に暴力団排除に関する条例化の動きが高まり、道内市町村においても条例の制定が進んでいます。

暴力団排除条例の目的は、暴力団対策法を始め、他の関連する法律の網の目から漏れた部分を条例で規制し、市民が安全で安心な生活を送れるように、行政及び地域が協働して暴力団を排除することにあります。暴力団の資金を枯渇させる大きな武器となる本条例は、社会全体が一体となって取組むことで効果を発揮するものであります。暴力団は、全国で約7万人前後の勢力を維持しており、更に巧みに組織の実態を隠し、資金を集める活動も潜在化しています。

このようなことから、安全で平穏な市民生活を確保するとともに、地域社会経済活動の発展を目指し、市民・事業所等が一丸となって名寄市から暴力団を排除し、明るい社会を実現するため本条例を制定しようとするものであります。

第1回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、

暴力団には構成員と準構成員がいるということだがその差と準構成員はどのようなことをしているのかの質疑には

暴力団員は構成員・準構成員を含めて暴力団員という。

構成員は組織だてられて警察から認定されているものを構成員、それ以外の例えば登録は、されていないが暴力団の威力を利用して市民生活に脅威を与えている存在が準構成員という。名寄市には構成員はいないが準構成員は7名と警察から聞いている。

名寄市では、暴力団によるどんな事例があったかの質疑には、

平成22年暴力団関係者の検挙実績は2件2名の検挙。平成23年は1件1名の検挙。平成24年は4件5名の検挙。それと平成22年から今年まで以前新聞報道にでていました、ナマコの密漁の事例があった。実は名寄を拠点として犯罪を広げていたことがあった。今年に入ってすべて解決した。全部で14・15名の暴力団関係者を検挙したと聞いている。

他の条例にも条例改正が必要ではないかと考えるが。各部課との横断的な連携は、どのようなことが考えられるのか、検証された経過についての質疑には、

今回の条例は他の所管にある条例等がどのような扱いになるかという部分ではこの条例を制定するにあたって当初教育委員会・公営住宅の所管と協議をしてきました。

公営住宅に関しては12月の定例会において条例の改正。その他の所管、6条による事務事業に係る契約関係での財政の契約係とも協議を進めてきた。市の契約に関わる部分については契約係の方で要項を作り、その中で暴力団を排除というようなことで進めて検討している最中です。

他の条例に係る部分については今のところないと考えている。指定管理者の扱いは、要項の中で取り扱いについて組み入れると聞いています。暴力団の家族であっても・個人的なスポーツ施設の使用・文化施設の利用はそれにはあたらないとの答弁がありました。

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年4月17日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

第1回定例会 付託議案第1号

名寄市暴力団排除条例の制定について 2回目の審査報告

第2回目の委員会では、4条4項の安全の確保で、間違っただ情報で、市民が迷惑をすることも考えられるかその対策はの質疑には、間違っただ情報なのか正しい情報かの判断は難しい、警察が調査をして判断することになると考えている。

3条で暴力団を恐れないこととあるが、後の仕返しを恐れて実際には、簡単ではないと思うが、市民の理解をどのように得るのかの質疑には、制定する上で暴力団を恐れないこと、資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことこのことが、重要で、理解をして頂き、排除していく上での基本と考えている。との答弁がありました。

以上の議論の結果、議案第1号 名寄市暴力団排除条例の制定については、全会一致で原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託された議案の審査経過並びに結果についてご報告と致します。

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年5月20日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

(市民部)

1.平成24年度税収見込み

特徴的な取組・インターネット公売実施962千円、グランドオークション公売会365千円の市税充当

2.国民健康保険特別会計(保健事業勘定)決算見込み

(健康福祉部)

1.平成25年度健康福祉部関連事業概要

社会福祉課・障がい者相談支援等、生活保護業務実施方針、障がい者ハイヤー助成
こども未来課・保育所入所児童状況、子育て応援事業(たんじょうもち)

遠距離通園通所費用助成、養育医療給付事業等

高齢介護課・高齢化率について、名寄地区介護認定審査会委員の委嘱、チャレンジデー
地域包括支援センター・包括支援事業、介護予防事業、指定介護予防支援事業等

保健センター・健康なよろ21(2次)について、特定健診、感染予防対策、

ふうれん健康センター開館時間について

(市立総合病院)

1.平成24年度決算見込み

事業収益7,877,879千円事業費用7,858,882千円差し引き18,997千円の見込み

2.北海道がん診療連携指定病院指定に伴う市立病院の取組

3.名寄市職員定数条例の改正について

現行定数990人

(1)市長の事務部局の職員914人

市立総合病院事業会計に属する職員440人、現在429人余裕が無いため470人に

改正の提案

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年8月7日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

平成25年第2回定例会 市民福祉常任委員会 付託議案第1号審査経過

名寄市子ども・子育て会議条例の制定について（1回目の審査経過）

提案理由

付託された議案第1号は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により、市町村は、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くように務めるものとする。と謳われております。名寄市でも、国が推し進めている新たな子育て支援策に準じ、制度改正に遅れることの無いよう体制を整えるため、当該条例を制定しようとするものです。

主な質疑

第8条の会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるとあるが、どういうことが考えられるのかの質疑に、国の方でも同時進行のなか内容を確定して来ており今後、何が必要になるか、未確定で、取り組める段階のものを条例で固めさせていただいて、その他、必要になってきたものについては随時対応していくことになるとの答弁がありました。選任された委員はボランティアかそれとも、市の嘱託というような形になるのか、また報酬についてはどうなるのかの質疑では、条例設置のうえでのことなので、委嘱し、規定されている報酬は、4,000円ということになるとの答弁がありました。3条の2項委員の委嘱で、学識を有する方とか子ども関係団体等があるが、どういう団体、関係者を想定されているのか、また、他市の先行的条例では正式な委員の方の他、臨時委員を必要に応じておくこともあるが、その必要性はないのかの質疑には、学識経験者では大学の先生に、子ども関係団体に属するというのであれば療育的などところ、教育関係者では学校、幼稚園というところ、保育関係者では保育所の公立、民間それぞれから、子どもの保護者というところでは名寄地区と風連地区の今、子育てをしている最中の方に入って頂きたいと考えている。臨時的な方のご意見を聞くことについては、今のところはそういう考えは無く進めているとの答弁がありました。

8条で、必要な事項は、市長が別に定めるとなっているが、この条例には教育委員会も関係してくる、限定をした訳は、の質疑には、教育委員会は、文部科学省、保育という部分に限定して言えば厚生労働省ということになりますが、その部分を国が一体となって、今後、子どもたちや子育て世代にどう支援していくのか、ということを経済の位置で、内閣府が取りまとめて国の一大施策として自治体においてきました。名寄市としても教育委員会とか市長部局とかの枠組みを取り払って、一つの大きな名寄市の子どもや子育てをしている世代の支援策として大きなくくりで、最終的に市長一本にまとめた形で、進めていくとの答弁がありました。

報告事項

(健康福祉部) 名寄市病院事業設置に関する条例の一部改正について説明があった。

内容は、名寄東病院の指定管理の期間を平成26年3月31日から10年間にするもの

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年8月22日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

平成25年第2回定例会 市民福祉常任委員会 付託議案第1号審査経過

名寄市子ども・子育て会議条例の制定について（2回目の審査経過）

第2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、1回目の委員会で質疑のあった任期を3年にした理由に訂正があり、内容は、任期の終了は、平成28年10月頃で条例が可決されたら、遅くとも今年10月頃までに委員を選任し会議を立ち上げたいと考えている。任期は平成25年10月から平成28年10月頃までの3年間を予定している。任期3年の理由としては、子ども・子育て支援の新制度が平成27年4月から実施を予定しているため会議の中で地域の子育てニーズ調査を含めて、支援事業を策定し、策定後の実施状況の点検、評価も実施するため相応の期間が必要と判断し3年としたとの答弁がありました。国民会議での案を見ると、保育の資格を持たない職員が半数であっても良いというような内容で公的責任の担保が必要と受け止めているが、あらゆる情報を提供して会議を進めるべき、との質疑には、幼稚園教員、保育士の資格を持っていないと運営ができないと言われている。公的な事も含めしっかりと議論をした中で新制度に向けていくとの答弁がありました。

男女共同参画の問題等、女性の社会進出などを考えると、この会議の13人ということだけではなく、女性枠をトータルとして半数にすることを明記が必要だと考えているが、委員の数を検討のときに女性枠についての検討経過は、の質疑には、13人枠については、他市の例で出ている人口比を参考にさせていた。女性枠については、女性に参画して計画を立てていただきたいという気持ちは十分持っているが、特段、女性枠という形で規定上、過半数とか3分の2とかという規定は、考えてはいないが、この会議に対する女性の役割、そして男性の役割も当然必要なことなので、そういう区分無く、女性が極端に少なくなることが決して無いような形で推薦を図って行くとの答弁がありました。会議の会議録は、求められて公開するというものではなくて、積極的な公開をすべきとの質疑には、すでにこの子育て会議の会議録を開示している自治体もある。情報公開は、積極的にインターネット等も使いながら広く市民の皆さんに周知していくよう手法をとっていくとの答弁がありました。

2回目の最後にこの条例に委員の男女比率を明記した修正が可能かどうか次回3回目の審査までに事務局に確認をしてもらうこととした。

- | | | |
|---------|---|--|
| (市立病院) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年第1四半期の状況について ・第3回定例会提出予定補正予算 | <ul style="list-style-type: none"> ①経常利益 44,502,499円 ①精神病棟屋上ヘリポート道補助の計上 ②院長公宅解体工事費の計上 ③改築進捗状況 ④看護基準7:1の導入、8月1日から |
| (健康福祉部) | ・介護保険条例の一部改正について | ①市税条例の改正に伴い延滞金の変更 |
| (市民部) | <ul style="list-style-type: none"> ・手数料徴収条例の一部改正について ・後期高齢者医療に関する条例の一部改正について ・市税外収入徴収条例の一部改正について | <ul style="list-style-type: none"> ①市税条例の改正に伴い延滞金の変更 ①外国人登録原票の削除 ①市税条例の改正に伴い延滞金の変更 |

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年8月28日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

平成25年第2回定例会 市民福祉常任委員会 付託議案第1号審査経過

名寄市子ども・子育て会議条例の制定について（3回目の審査経過）

3回目の委員では、冒頭、男女比率を明記した修正が可能かどうか説明を受け、性的マイノリティーな方々の受け止め方の配慮も検討しなければならないが、法的には可能との見解が示され。委員間の議論を行い主な意見は。名寄市の男女共同参画推進計画があり目標数値として各種委員会審議会での女性参画推進を促進するため、男女比率の目標50%ということがあり確実に推進するために委員の男女比率を条例に明記すべき。

男女比率を条例に明記すると押し付けることになり提案されている委員のくくりで良い。この条例だけを考えると女性の割合は、高くなると想定されるが男女の比率を明記することで確実に担保すべきであり市内の各種委員会審議会の女性の割合も平成23年28.9%24年27.3%今年27.1%と毎年低下をしている。男女共同参画推進計画の事務事業評価でも積極的な取組や介入が必要でより高いレベルでの意思統一が必要と評価され今回条例に盛り込むことは初めてののだが、これが契機となり具体的に進む。

法の下での平等や人口比率から行くと男女半々ぐらいになることは望ましいがそれをこの個別の条例で強制するものではない。

条例の目的から見ると名寄市全体で安心・安全に子育てができるための会議なので男女の比率を決める必要はなく他のところで推進すべき。

3条の選任される項目1～6、以外にも必要な方がいる事も考えられ市長が特に認めるものという項目も必要ではないかの発言に田邊健康福祉部長から発言が求められ、この会議に参画して頂きたいという方は6号の公募によるという項目もありますのでそこで対応したい。また子育ては、男女が共同で行うものであり選考にあたっては、この会議が地域の子ども、や子育て家庭の実情を十分踏まえて、実施することが出来るよう子どもの保護者や子育て支援の当事者また、この間この委員会で審議されている男女の比率も十分勘案して、バランス良く委員を委嘱していくとの答弁があった。

委員間議論では、主に、市全体の各種委員会審議会の男女の割合について一般的には、半々が望ましいと考えていることは共通していたが、この子ども・子育て会議条例に限り加えることではなく、男女共同参画推進等の他の計画で補完すべきという意見と、男女共同参画推進計画の実態を踏まえると本条例に加えるべきとの意見が別れ、採決の結果、議案第1号名寄市子ども・子育て会議条例の制定については、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

報告者 市民福祉常任副委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成25年11月22日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項 第10回

健康福祉部

社会福祉課

名寄市福祉灯油支援事業実施要項に制定について

要旨 夏の灯油価格と冬の価格の差がおおむね20%程度変動した場合、低所得者世帯及び障がい者の施設入所を対象に灯油券を配布する事業を実施してきたが、平成25年度からは、恒常的に実施。対象者は、歳末助け合い運動対象世帯、障がい者施設に入所する世帯、特に市長が認めた世帯。

支援量 灯油券により1000(施設入所360) H24一般110世帯 施設99世帯 事業費1.542.793円

高齢介護課

・平成25年度介護基盤緊急整備等特別対策事業 10,800千円 (認知症対応デイサービス)10人/日

開所予定地 名寄市西3条北丁目 100%道補助

・配食サービスアンケートの結果について

・平成25年度補正予算について

こども未来課

第1回名寄市子ども・子育て会議の実施と今後の予定について

財政課

車両運行業務委託単価について

市立病院

・平成25年第2四半期の収支状況について △157,282,144円

・補正予算について ・債務負担行為の設定

・会計制度変更の伴う病院事業会計規則の変更について

市民部

・補正予算について

市民課

・国民健康保険国保負担金・補助金の返還について

内容 北海道が作成した算定表に誤りがあり過払いを受けていた460万を年度内に返還するもの

・市税収納状況について 収納率9月末現在57.3%全道6位現年課税分58.8%全道15位

・市税収納率向上に向けた今後の取り組み予定について

インターネット公売に実施11月、1月～2月、公売展示会11月～12月等

報告者 市民福祉常任副委員長